

公益財団法人神奈川県福利協会
個人情報保護管理規程

平成17年5月24日 制定
平成24年3月29日一部改正
平成28年4月1日一部改正
2024(令和6)年4月1日一部改正

第1章 総 則

(目 的)

第1条 この規程は、公益財団法人神奈川県福利協会（以下「協会」という。）が保有する個人情報の適正な取扱いの確保に関し、必要な事項を定めることを目的とする。

(定 義)

第2条 この規程において「個人情報」とは、協会に加入している生存する個人に関する情報であって、次の各号いずれかに該当するものをいう。

(1) 当該情報に含まれる氏名、生年月日、その他の記述により特定の個人を識別することができるもの（他の情報と照合すること等により、容易に特定の個人が識別されるものを含む）

(2) 個人識別符号が含まれるもの

2 この規程において「個人識別符号」とは、次の各号のいずれかに該当する文字、番号、記号その他の符号をいう。

(1) 特定の個人の身体の特徴(DNA、容貌、声帯、指紋等)を電子計算機の用に供するために変換した符号であって、特定の個人を識別することができるもの

(2) 対象者ごとに異なることとなるように割り振られる符号（旅券番号、基礎年金番号、免許証番号、住民票コード）、個人番号、被保険者番号等公的な番号）

3 この規程において「個人データ」とは、個人情報データベース等を構成する個人情報をいう。

4 この規程において「保有個人データ」とは、協会が開示、内容の訂正、追加又は削除、利用の停止、消去及び第三者への提供の停止を行うことのできる権限を有する個人データであって、その存否が明らかになることにより公益その他の利益が害されるもの以外のものをいう。

5 この規程において個人情報について「本人」とは、個人情報によって識別される特定の個人をいう。

(協会の責務)

第3条 協会は、この規程の目的を達成するため、個人情報の保護に関し必要な措置を講じなければならない。

- 2 協会の役職員並びに本会定款第4章第1節に定めるところの評議員及び各種委員会規程の第5条、第9条、第14条、第18条に定めるところの委員（以下「役職員等」という。）は、職務上知り得た個人情報をみだりに他人に知らせ、又は不当な目的に使用してはならない。その職を退いた後も同様とする。

第2章 個人情報の取得、利用、制限

(利用目的の特定及び制限)

第4条 協会は、個人情報を取扱うにあたっては、その目的（以下「利用目的」という。）をできる限り特定しなければならない。

- 2 協会は、利用目的を変更する場合には、変更前の利用目的と関連性を有すると認められる範囲を超えて行ってはならない。
- 3 協会は、あらかじめ本人の同意を得ないで、前2項の規定により特定された利用目的の達成に必要な範囲を超えて、個人情報を取扱ってはならない。
- 4 協会は、合併その他の事由により他の事業所から事業を承継することに伴って個人情報を取得した場合は、あらかじめ本人の同意を得ないで、承継前における当該個人情報の利用目的の達成に必要な範囲を超えて、当該個人情報を取扱ってはならない。

(取得の制限)

第5条 協会は、個人情報を取得するときは、個人情報を取扱う事業の目的を明確にし、当該事業の目的を達成するために必要な範囲内で、適法かつ公正な手段により取得しなければならない。

- 2 協会は、法令で定める場合を除いて、あらかじめ本人の同意を得ないで、個人情報保護法で定める要配慮個人情報を取得しない。

(取得に際しての利用目的の通知等)

第6条 協会は、個人情報を取得するときには、その利用目的を加入者本人に通知し、又は公表しなければならない。

ただし、あらかじめ公表しているとき、又は取得の状況から利用目的が明らかであるとき等はこの限りでない。

- 2 協会は、利用目的を変更した場合は、変更された利用目的について、加入者本人に通知し又は公表しなければならない。
- 3 前2項の規定は、次に掲げる場合については適用しない。

- (1) 利用目的を加入者本人に通知し、又は公表することにより加入者本人又は第三者の生命、身体、財産その他の権利利益を害するおそれがある場合
- (2) 利益目的を加入者本人に通知し、又は公表することにより協会の権利又は正当な利益を害するおそれがある場合
- (3) 法令等の定める事務を遂行することに対して協会が協力する必要がある場合であって、利用目的を加入者本人に通知し、又は公表することにより当該事務遂行に支障を及ぼすおそれがある場合
- (4) 取得の状況からみて利用目的が明らかであると認められる場合

(不適正な利用の禁止)

第7条 協会は違法又は不当な行為を助長し又は誘発するおそれがある方法により個人情報を利用しない。

第3章 個人データの安全・適正な管理

(安全性、正確性等の確保措置)

第8条 協会は、その取扱う個人データの漏えい、滅失又はき損の防止その他の個人データの安全管理のために必要かつ適切な措置を講じなければならない。

- 2 協会は、利用目的に必要な範囲内で、その保有する個人データを正確かつ最新の内容に保つとともに、利用する必要がなくなったときは、当該個人データを遅滞なく消去する。

(漏えい報告等)

第9条 協会は、その取り扱う個人データの漏えい、滅失、毀損等が生じたときは、法令に基づいて、漏えい等の報告をする。

- 2 前項に規定する場合には、協会は法令に基づいて本人に対し、漏えい等が生じた旨を通知する。

(職員等の監督)

第10条 協会は、職員等に個人データを取扱わせるにあたっては、当該個人データの安全管理が図られるよう、職員等に対する必要かつ適切な監督を行わなければならない。

(委託先の監督)

第11条 協会は、個人データの取扱いの全部又は一部を委託する場合は、その取扱いを委託された個人データの安全管理が図られるよう、委託を受けた者に対する必要かつ適切な監督を行わなければならない。

(委託等に伴う措置)

第12条 協会は、委託を受けた者を監督するにあたっては、個人情報の保護に関し次の各号に定める措置を講じなければならない。

- (1) 再委託の禁止
- (2) 第三者への提供の制限
- (3) 委託された事業以外への使用禁止
- (4) 複写及び複製の制限
- (5) 秘密保持の義務
- (6) 返還及び廃棄の義務
- (7) 事故発生時における報告の義務

(第三者提供の制限)

第13条 協会は、法令に基づく場合等を除き、あらかじめ加入者本人の同意を得ないで個人データを第三者に提供してはならない。

2 次に掲げる場合において、当該個人データの提供を受ける者は、前項の規定の適用については、第三者に該当しないものとする。

- (1) 協会が利用目的の達成に必要な範囲内において個人データの取扱いの全部又は一部を委託することに伴って当該個人データが提供される場合
- (2) 合併その他の事由による事業の承継に伴って個人データが提供される場合
- (3) 個人データを特定の者との間で共同して利用する場合であって、その旨並びに共同して利用される個人データの項目、共同して利用する者の範囲、利用する者の利用目的及び当該個人データの管理について責任を有する者の氏名又は名称について、あらかじめ本人に通知し、又は本人が容易に知り得る状態に置いている場合

(第三者提供をする際の記録)

第14条 協会は、個人データを第三者に提供したときは、法令に基づいて記録を作成しなければならない。ただし、当該個人データの提供が前条第2項各号のいずれかに該当する場合は、この限りでない。

2 この記録は、その作成日から3年間保存しなければならない。

(第三者提供を受ける際の確認及び記録)

第15条 協会は、第三者から個人データの提供を受けるに際しては、法令に基づいて確認を行い、記録を作成しなければならない。ただし、当該個人データの提供が第13条第2項各号のいずれかに該当する場合は、この限りでない。

2 この記録は、その作成日から3年間保存しなければならない。

第4章 本人関与のしくみ

(保有個人データに関する事項の公表等)

第16条 協会は、保有個人データに関し、次に掲げる事項について、本人の知り得る状態（本人の求めに応じて遅滞なく回答する場合を含む。）に置かなければならない。

- (1) 協会の名称及び代表者氏名
- (2) すべての保有個人データの利用目的（第6条第3項第1号から第4号までに該当する場合を除く。）
- (3) 保有個人データの適正な取扱いの確保に関し必要な事項

2 協会は、本人から、当該本人が識別される保有個人データの利用目的の通知を求められたときは、本人に対し、遅滞なくこれを通知しなければならない。ただし、次の各号のいずれかに該当する場合は、この限りでない。

- (1) 前項の規定により当該本人が識別される保有個人データの利用目的が明らかな場合
- (2) 第6条第3項第1号から第4号までに該当する場合

3 協会は、第1項第2号に掲げる事項を変更する場合は、変更する内容について、あらかじめ本人に通知し、又は本人が容易に知り得る状態に置かなければならない。

4 協会は、第2項の規定に基づき求められた保有個人データの利用目的を通知しない旨の決定をしたときは、本人に対し、遅滞なくその旨を通知しなければならない。

(開示)

第17条 協会は、本人から、当該本人が識別される保有個人データの開示の申出があったときは本人に対し遅滞なく、当該保有個人データを開示しなければならない。ただし、開示することにより次の各号のいずれかに該当する場合は、その全部または一部を開示しないことができる。

- (1) 法令等の定めるところにより本人に開示することができないと認められるとき
- (2) 開示することにより、本人又は第三者の生命、身体、財産その他の権利利益を害するおそれがあるとき

2 協会は、前項の規定に基づき求められた保有個人データの全部又は一部について開示しない旨の決定をしたときは、本人に対し、遅滞なくその旨を通知しなければならない。

(開示申出方法)

第18条 前条の規定に基づき開示申出をしようとする者は、協会に対して別に定める保有個人データ開示等申出書を提出しなければならない。

2 開示申出をしようとする者は、協会に対して、自己が当該開示申出に係る保有個人データの本人又はその代理人であることを証明するために必要な書類を提出し、又

は提示しなければならない。

- 3 前2項の場合において、本人又は代理人であることが明らかな場合は、保有個人データ開示等申出書などの、書類の提出を省略することができる。
- 4 協会は、本人に対し、開示等の求めに関し、その対象となる保有個人データを特定するに足りる事項の提示を求めることができる。この場合において、協会は、本人が容易かつ的確に開示等の求めをすることができるよう、当該保有個人データの特定に資する情報の提供その他本人の利便を考慮した適切な措置をとらなければならない。

第5章 苦情等の手続き

(苦情の処理)

第19条 協会は、個人情報の取扱いに関する苦情の適切かつ迅速な処理に努めなければならない

- 2 協会は、前項の目的を達成するために必要な体制の整備に努めなければならない。

(理由の説明)

第20条 協会は、第16条第2項第1号及び第2号、第17条第1項第1号及び第2号の規定により、本人から求められた措置の全部又は一部について、その措置をとらない旨を通知する場合又はその措置と異なる措置をとる旨を通知する場合は、本人に対し、その理由を説明するよう努めなければならない。

(異議の申出)

第21条 第16条における利用目的を通知しない旨の決定、第17条における開示しない旨の決定について異議があるときは、本人は、協会に対して書面をもって異議の申出をすることができる。

(委 任)

第22条 この規程の施行に関し必要な事項は、理事長が別に定める。

附 則

この規程は、公益財団法人の設立の日から施行する。(平成24年3月29日理事会)

この規程は、平成28年4月1日から施行する。(平成28年3月15日理事会決議)

この規程は、2024(令和6)年4月1日から施行する。(2024(令和6)年3月18日理事会)